

# 令和6年度

# 那覇市指定障害福祉サービス事業所等への説明会

～請求編～

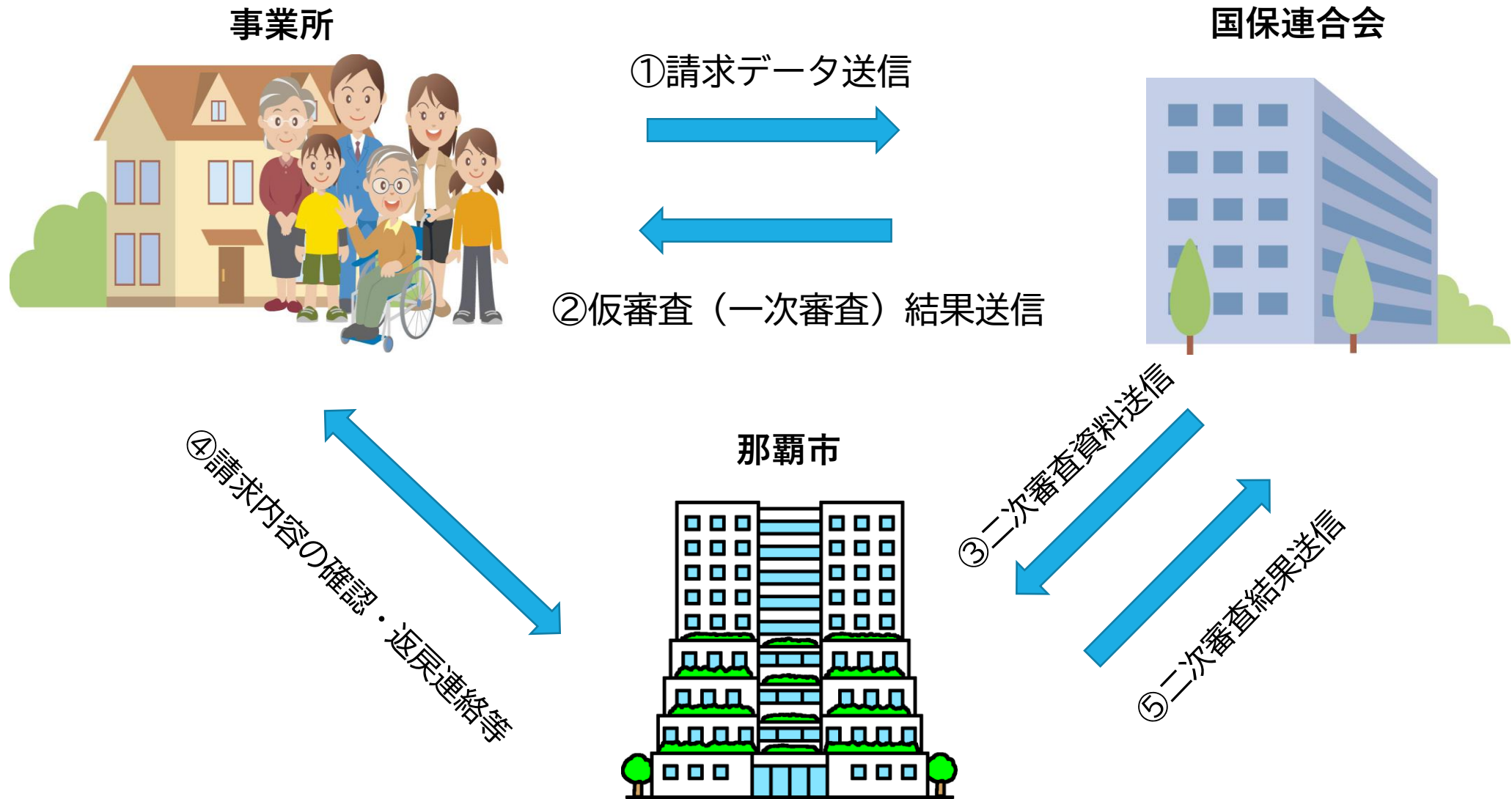


# 目次

- ① 請求審査の流れ
- ② 仮審査（一次審査）でエラーが出た際の対応方法について
- ③ 二次審査のエラーについて
- ④ 地域生活支援事業の請求について
- ⑤ おわりに

# ① 請求審査の流れについて

# 請求審査の流れ



## ② 仮審査でエラーがでた際の対応方法について

～代表的なエラーについて紹介～

## 代表的なエラー I

EG03

受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。

EH12

受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上月額情報が登録されていません。

EH10

請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が登録されていません。

# 【対応方法】

↓はじめに下記の内容に誤りがないか確認。

①受給者証番号に誤りがないか。

→「障害福祉サービス」「児童通所支援」「地域生活支援事業」それぞれ3つに付番。

②請求先市町村に間違いはないか。

③受給者証に記載の支給決定サービスと相違はないか。

→放デイ（重心）決定だけど、放デイ（基本）で請求していない？

→加算対象じゃないけど、加算をつけて請求していない？

→利用者負担上限月額4600円だけど、0円で請求していない？

※請求内容に間違いはなくても、請求システム上の契約内容の項目の入力が誤っていると同様のエラーが出ます。

①～③の内容を確認の上、入力に誤りがなければ、受給者証の更新がされていない可能性があります。ご利用者やご家族に確認し、なお進捗状況が不明な場合は、那覇市にお問い合わせ下さい。

## 代表的なエラーⅡ

EG28

請求明細書の「**契約支給量**」が「決定支給量」を超えています。

### 【対応方法】

事業所ごとに設定している「**契約支給量**」が受給者証に記載の「決定支給量」を超えた場合にでるエラーになります。

那覇市としては、サービス提供量の合計が「決定支給量」を超えていなければ、返戻にすることはありませので問い合わせ不要ですが、必要性に応じて契約支給量の見直しを行ってください。



## 代表的なエラーⅢ

EG61

該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。

### 【対応方法】

受給者証記載のサービス有効期間と請求システム上の契約期間の不一致で発生するエラーとなります。

那覇市としては、返戻にすることはありませんので問い合わせ不要ですが、可能な限り契約期間をサービス有効期間と合わせるようにお願いします。

### ③ 二次審査のエラーについて

# 二次審査のエラーについて

☆よく見られるエラー（者）☆

「提供時間の重複利用」・「支給量の超過」

→（例1）就労・訓練系サービスの利用と居宅介護サービスの重複や、生活介護事業所を複数利用している場合の、利用日時間違いによる同日利用。

※同じような重複が続く場合、今後返戻とさせていただく場合がございます。

→（例2）居宅介護サービスを複数事業所で利用の際に、各事業所の契約支給量は超えていないが、合わせた場合に支給量を超過している。

⇒上記のエラーは、**複数事業所利用の場合に起きやすい**エラーになります。  
事業所間で利用時間の把握と支給量の確認をお願いします。

## 二次審査のエラーについて

☆よく見られるエラー（児）☆

同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています。（PQ28）

（例）複数事業所を利用している場合であり、一方が利用日時を間違えて入力してしまい重複。

⇒利用状況を正確に把握し、請求をしていただくようお願いします。

## 二次審査のエラーについて

☆よく見られるエラー（児）☆

利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません。（EG37）

⇒**更新により上限負担額に変更**があることは少なくありません。  
請求の際は受給者証にて上限負担額の確認をお願いします。  
また、上限管理事業所を中心に事業所間で、上限負担額の適切な調整をするようお願いします。

4

地域生活支援事業の請求について

## 請求コードについて

### 【ガイドヘルパー】

身体介護の有無、利用者負担額（一般・低所得・生活保護）

### 【日中一時支援】

単価区分、利用者負担額（一般・低所得・生活保護）

→（）内の**本人の所得状況や決定内容の組み合わせ**によって  
請求コードが変わります。

# 実績報告書の提出について

## 【実績報告書】

- ・ 受給者証番号、事業所番号

→ 受給者証番号、事業所番号ともに地域支援事業の番号ではなく、障害福祉サービス・児童通所支援の番号になっていることが多いです。

※実績報告書の提出は受給者証番号の若い順に提出していただけると助かります。

## 【サービス提供時間】

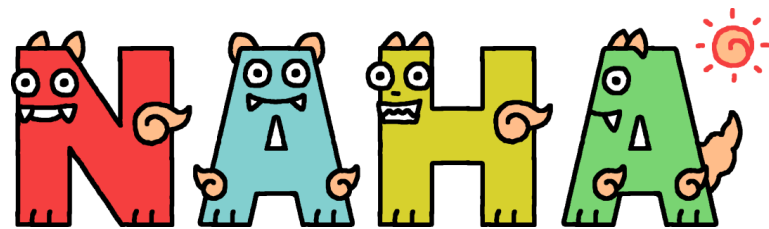
- ・ ガイドヘルパー利用時間：午前8時～午後10時
- ・ 日中一時支援利用時間：午前8時～午後8時

→ 上記時間帯以外でのサービス提供は、**緊急時対応以外は基本的に認められない**ため  
上記時間帯以外でサービス提供を行う場合は、事前もしくは事後（請求前）に那覇市役所の地域支援事業担当まで連絡ください。



5

## おわりに



例年、新年度に入る４・５月頃は、請求の仕方に関する問い合わせや請求エラーが多い状況にあります。本日、お話しした内容も参考として、請求業務の引継ぎや実務に携わっていただければ幸いです。

また、毎月１日～１０日頃は、一次審査によるエラーに関することや支給決定情報の確認のお電話で大変込み合います。なるべく早めに回答できるよう心がけていますが、担当への進捗の確認やエラーの対処を調べるのに時間がかかってしまう場合があります。そのため、ほとんどのお問い合わせが折り返しになり、こちらのタイミングでの返答になってしまいます。大変申し訳ございません。。ご了承ください。

今後とも、本市の障害福祉サービス事業へのご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

